

## 特命随意契約理由書

551

件名	神田一橋中学校英会話講座業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <del>委託</del> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	神田一橋中学校の全生徒を対象に、英会話講座を実施する。原則として1日50分/コマ×2回=計100分、月2回程度、前期10回、後期10回の年間計20回とする。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和元年度（令和2年度開始） （令和2年3月27日付決裁済み31千子指導発第1082号） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3. 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：株式会社 エデュケーションナルネットワーク 所在地：東京都千代田区富士見2-11-11
※ 契約年月日	令和2年 5月 1日
※ 契約金額	1,498,200 ※単価契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契約期間	<del>令和2年</del> 契約締結日の翌日～令和3年3月31日
担当課	指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

522

件名	タブレットPCの購入(幼稚園教職員用)
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品 <u>物品</u> 委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	新型コロナ対策として学校が休業期間中、幼稚園教職員もオンラインでの研修やオンライン会議を実施していく必要性があるため、幼稚園教職員用のシステム整備を早急に行い、タブレットを貸与しオンライン環境を整える。
選定理由	幼稚園教職員に配布するタブレット機器は、操作性や性能を統一するため、同一の機種である必要があり、使用目的から高性能機である必要はない。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴うテレワーク等のため需要が急増していることから、同一機種で必要な台数を期限内に納品できる業者は下記業者に限られる。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	所在地：東京都千代田区岩本町2-8-8 名称：株式会社システムズナカシマ 東京支店
※ 契約年月日	令和 2 年 5 月 7 日
※ 契約金額	2,915,550 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和2年5月18日まで
担当課	指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

523

件 名	家庭配布用タブレット設定業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	新型コロナ対策のために、ICT教育システム用の既存配置タブレットを家庭でも使えるよう設定を施す。また、通常授業を行うようになった際は設定前の状態に再設定を施す。
選 定 理 由	<p>平成25年度に実施したプロポーザル事業者選定によって、区立小中学校のICT教育システムの導入事業者として、下記事業者が選定された（平成26年3月11日付決裁済み25千子指導発第1008号）。この事業者がICT教育システムを開発し、システムネットワークの配線および機器等設定作業を行った。</p> <p>本件家庭配布用タブレット設定業務は、ICT教育システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	<p>所在地：東京都千代田区岩本町2-8-8</p> <p>名 称：株式会社システムズナカシマ 東京支店</p>
※ 契約年月日	令和 2 年 5 月 7 日
※ 契約金額	2,706,600 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和2年5月22日まで
担 当 課	指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

360

件名	神田警察通り沿道整備推進協議会等の運営支援業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	<p>本業務は、神田警察通り及びその沿道地域の魅力を高め、まちの賑わいを創出するために策定した「神田警察通り沿道まちづくり整備構想」の実現に向けて、神田警察通り沿道整備推進協議会（以下「協議会」という。）の運営支援等を行うものである。</p> <p>昨年度は、平成24年度に策定した「神田警察通り沿道賑わいガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえて、沿道周辺地域のまちづくりについて、検討部会を設置し、まちの現状や課題等の検討を行った。今年度は、引き続き、検討部会等でまちの将来像について検討を行い、まちづくりの方針の策定を目指す。</p>
選定理由	<p>神田警察通り沿道のまちづくりについては、平成24年度から下記業者がガイドラインに沿ったまちづくりを検討しており、これまでの調査・検討の経緯や議論の内容等を踏まえて検討していくことが、今後継続して協議会を運営するにあたって、密接不可分な要件である。</p> <p>下記業者は、独立行政法人都市再生法に基づく法人であり、法により、公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、都市の健全な発展と、国民生活の安定向上に寄与することを目的とする法人と定められている。</p> <p>協議会及び検討部会は、神田警察通り周辺のまちづくりについて、まちづくり方針やエリアマネジメントの検討も行っており、一定の結論を得るまで協議会及び検討部会の運営を行う必要があることから、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部</p> <p>住所 新宿区西新宿六丁目5番1号</p>
※ 契約年月日	令和 2 年 5 月 7 日
※ 契約金額	2,981,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和3年3月29日
担当課	地域まちづくり課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	特別定額給付金給付業務にかかるコールセンター及び給付関連事務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	特別定額給付金にかかる区民からの電話での問い合わせ対応や、給付にかかる事務を行う。
選定理由	<p>特別定額給付金事業は、事業の趣旨・目的から緊急に対応する必要があるため、競争入札に付することができない。</p> <p>また、安定した業務体制が構築でき、スタッフの募集・手配などを速やかに行うことができる規模の大きな業者である必要がある。</p> <p>千代田区の入札参加資格を有する業者のうち、給付金業務の契約実績のある下記業者から本件に関する業務内容を調査・検討したところ、スタッフの募集・手配の観点から安定した業務遂行が期待できることから、本件の契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 アデコ株式会社</p> <p>住所 千代田区霞が関3-7-1</p>
※ 契約年月日	令和 2 年 5 月 7 日
※ 契約金額	49,999,950 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日～令和2年9月30日まで
担当課	コミュニティ総務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

524

件名	区立小中学校 ICT 教育システムにおける問い合わせ対応業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	新型コロナ対策のために、導入する ICT 教育システムに関して家庭や学校からの問い合わせに対応する環境を整える。
選定理由	平成 25 年度に実施したプロポーザル事業者選定によって、区立小中学校の ICT 教育システムの導入事業者として、下記事業者が選定された（平成 26 年 3 月 11 日付決裁済み 25 千子指導発第 1008 号）。この事業者が ICT 教育システムを開発し、システムネットワークの配線および機器等設定作業を行った。 本件区立小中学校 ICT 教育システムにおける問い合わせ対応業務は、ICT 教育システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	所在地：東京都千代田区岩本町 2-8-8 名称：株式会社システムズナカシマ 東京支店
※ 契約年月日	令和 2 年 5 月 8 日
※ 契約金額	3,300,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和 2 年 7 月 17 日まで
担当課	指導課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	新型コロナウイルス関連コールセンター用応答メッセージ設定業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	新型コロナウイルスの感染拡大の影響により開設した、新型コロナウイルス対策コールセンターおよび特別定額給付金コールセンターの受付用電話機に、業務終了後の案内アナウンス（応答メッセージ）を設定する。
選定理由	各コールセンターで使用する電話機は、区で使用している電話システムの電話機と同じIP電話機のため、IT推進課のマシン室に設置してあるサーバーを利用している。そのため電話機の設定の変更は、ネットワークを含む既存システムと密接不可分の関係にあり、開発・運用事業者以外の者にシステムの増設・追加等を履行させると電話システム以外の既存の電算システムの運用に著しく支障が生じる恐れがある。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：東日本電信電話株式会社 所在地：港区港南1-9-1
※ 契約年月日	令和 2 年 5 月 8 日
※ 契約金額	563,750 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日～令和3年3月31日
担当課	政策経営部 IT 推進課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	医務薬事統合システム向け仮想基盤構築作業
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	生活衛生課「医務薬事統合システム」を千代田区全庁 LAN システムネットワーク基盤へ搭載し、仮想サーバーで運用するため、必要な設計及び構築作業業務を実施する。
選 定 理 由	<p>下記業者は、平成 28 年度に全庁 LAN システム等の構築を行い、以後運用保守業務を行っているところである。</p> <p>生活衛生課「医務薬事統合システム」を全庁 LAN システムネットワーク基盤へ搭載させるため、全庁 LAN において設計及び構築を実施する必要がある。</p> <p>本業務は、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。</p> <p>よって、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>会 社 名 東日本電信電話株式会社 東京事業部</p> <p>所 在 地 港区港南 1-9-1</p>
※ 契約年月日	令和 2 年 5 月 11 日
※ 契約金額	1,540,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和 2 年 6 月 30 日まで
担 当 課	政策経営部 IT 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。



特命随意契約理由書

519

件名	千代田区施設保全情報管理システム用タブレット等の賃貸借
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他 物品：(物品) 委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区有施設の保全業務に使用している施設保全情報管理システムについて、新型コロナ対策としてリモートで工事現場監理が行えるようタブレット機器を追加し、システムのネットワーク環境の設定を行う。
選定理由	<p>下記業者は、平成 31 年 1 月 29 日に公募制指名競争入札により決定した施設保全情報管理システム用機器の賃貸借契約の相手方であり、現行システムの環境設定を行い、本年度も機器の保守を行っている。本件は、当該システムにタブレットを追加して通信環境を新たに整備するものであり、設定作業は既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	<p>所在地：東京都千代田区神田富山町 2 4 番地</p> <p>名称：神田通信機株式会社 本社事業支店</p>
※ 契約年月日	令和 2 年 5 月 14 日
※ 契約金額	14,322,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 2 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日まで
担当課	施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	災害対策用備蓄物資（マスク及び消毒液）の購入
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	千代田区指定箇所
概要	出水期での避難所開設を想定して避難者用に感染拡大防止のためのマスク及び消毒液を購入し、区内の各避難所に納品する。
選定理由	<p>昨年度から流行している新型コロナウイルス感染症が収束の見通しが立たない中、出水期には避難所の開設が想定される。現在、備蓄物資にはマスクや消毒液がないため、出水期までに資材を調達し、避難所における感染拡大防止措置を緊急に講じる必要がある。</p> <p>下記業者は、出水期までに迅速にマスク及び消毒液を必要数用意し、かつ区内各避難所にそれらを納品することが可能な業者である。</p> <p>以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社 丸幸商会</p> <p>住所 千代田区岩本町2-7-3</p>
※ 契約年月日	令和 2 年 5 月 15 日
※ 契約金額	5,346,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和2年6月19日まで
担当課	災害対策・危機管理課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

512

件名	非常災害警戒勤務者の宿泊
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	年間を通じて、警戒勤務にふさわしい場所を確保する。
選定理由	<p>本施設は、警戒勤務者が常時待機し、災害発生時には災害対策・危機管理課へ直ちに参集しなければならないため、区本庁舎から徒歩圏内5分以内のものとしている。その要件を満たしさらに、施設内容として、以下の条件を満たしている唯一の施設である。</p> <p>①耐震性に優れている施設で室内環境が整っている。 ②朝食付きである。 ③消防法に基づき施設に指摘・改善命令等がない。 ④インターネット、WI-FI が無料で使用可能である。</p> <p>以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社 ホテルグランドパレス 取締役社長 河村 博</p> <p>住 所 東京都千代田区飯田橋1-1-1</p>
※ 契約年月日	令和 2 年 5 月 15 日
※ 契約金額	1,690,000 円
	※単価契約のため、契約金額は支出限度額 (消費税を含む)
契約期間	令和2年5月15日から令和3年3月31日
担当課	政策経営部災害対策・危機管理課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

# 特 命 随 意 契 約 理 由 書

550

件 名	麴町二丁目公共施設 ボイラー系ポンプ分解整備
種 類	工事： 土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品： 物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	麴町二丁目公共施設のボイラー系ポンプは、平成15年3月の竣工後17年以上を経過し、機器のオーバーホールを行う必要がある。ボイラー系ポンプを整備し、施設設備の性能の維持を図る。
選 定 理 由	<p>本案件の設備は、下記業者が製作・施工し、維持管理保守を行っている。</p> <p>本案件設備の分解整備について、既存部分と新規施工部分が相互に密接な関連のもとに機能するものであり、ハード・ソフトの両面からの一体性を確保しなければならない。したがって、同一施工者以外の者に修理させた場合、責任区分が不明確になり、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど業務の履行を達成できないおそれがある。</p> <p>以上のことから、下記業者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 荏原冷熱システム株式会社</p> <p>住 所 東京都大田区大森北3丁目2番16号</p>
※ 契約年月日	令和 2 年 5 月 18 日
※ 契約金額	930,600 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和2年6月30日まで
担 当 課	子ども施設課
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

499

件名	明大通り協議資料等作成業務（第318号）
種類	工 事：土木・建設・設備・ <u>設計</u> 、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	千代田区神田神保町一丁目21番地先～神田駿河台二丁目4番地先
概要	明大通りⅡ期工事のための協議資料等作成業務を行う。
選定理由	<p>本業務は令和元年度に発注した「明大通り協議資料等作成業務（第320号）」に続いて、沿道協議会の運営を行い、併せて関係機関協議を行いながら工事に必要な資料の作成・修正等を行うものである。</p> <p>本件は、既設計と密接不可分の関係にあり、同一受託者以外の場合、一体的な設計ができなくなるなど著しい支障があるものである。また、調査・点検及び予備設計内容、実施設計内容、模型作成、道路管理者（都道）、交通管理者との協議経緯等を十分理解していることから、履行期間の短縮・業務品質や経費面で有利である。なお、前年度の履行成績は良好である。</p> <p>したがって、入札に付すことが不利と認められるため、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称：株式会社高島テクノロジーセンター 東京営業所</p> <p>所在地：東京都千代田区丸の内一丁目11番1号           パシフィックセンチュリープレイス丸の内16階</p>
※ 契約年月日	令和2年5月21日
※ 契約金額	7,884,800 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和3年3月31日
担当課	環境まちづくり部道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	テイクアウト・デリバリー実施店舗紹介サイト支援及び区内飲食店訪問サポート業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、売上が落ち込む飲食店を応援するため、区のホームページでテイクアウト・デリバリー実施店舗を紹介しているサイト運営者に対し、経営相談や登録店舗確保等の支援を行う。あわせて、区内飲食店に対して、各紹介サイトへの登録を促すとともに、各種個別相談対応可能な専門家による訪問サポートを実施する。
選定理由	<p>本件で支援する紹介サイトは、いずれも地域貢献活動の一環として運営されている。運営サイトは小規模であるため、IT・マーケティング・コンサルティング等に関する専門的支援や、登録店舗の増加のためのサポートを行う必要がある。また、区内飲食店には、登録先サイトが安全安心な運営者であることを承知して登録してもらうとともに、飲食店が抱える経営課題に対応する診断・助言も行って、経営を支援する必要がある。</p> <p>そのため、区内の料飲組合をはじめとした各商工関係者と協力・連携しながら進めていくことが必要である。</p> <p>下記法人は、事業目的を果たすために求められるスキルを有する中小企業診断士によって組織された団体であり、中小企業者のための無料経営相談の相談員の委嘱先となっている団体である。</p> <p>区内の地域特性のみならず、区内商工関係者との信頼関係などの土壌があり、サイト運営者・区内飲食店の両者を対象とする本事業を効果的に推進できるとともに、過去にも区内において中小ビル実態調査や、商店街振興組合の決算分析業務等の受託実績もある。</p> <p>以上の理由から、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 一般社団法人 ちよだ中小企業経営支援協会</p> <p>住所 千代田区神田錦町三丁目 21 番地</p>
※ 契約年月日	令和 2 年 5 月 25 日
※ 契約金額	5,280,000 円 (消費税を含む)
契約期間	<del>※単価契約のため、契約金額は支出限度額</del> 契約締結日の翌日から令和3年3月31日
担当課	地域振興部商工観光課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

580

件名	(仮称) 神田錦町三丁目福祉施設整備事業手法検討調査業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	「(仮称) 神田錦町三丁目福祉施設」の整備・運営・管理を行う方法について区が検討するにあたり、必要となる情報や資料を収集・整理するとともに、区に対する助言、提案やその他の補助を行い、検討内容を踏まえて各事業手法の導入可能性の調査・検討結果をまとめる。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和2年度 (令和2年5月14日 2千保障福発第83号) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法 人 名 : 株式会社日本総合研究所 所 在 地 : 東京都品川区東五反田二丁目18番1号
※ 契約年月日	令和 2 年 5 月 26 日
※ 契約金額	7,920,000円
委 託 期 間	契約締結日の翌日から令和2年12月25日
担 当 課	保健福祉部障害者福祉課、高齢介護課
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

559

件名	千代田区 地域福祉交通「風ぐるま」の課題解決に向けた調査検討業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	地域福祉交通「風ぐるま」事業について、地域福祉交通の観点から利用者の要望を踏まえた解決策を検討するとともに、その検討に基づく運行内容の見直しやその実現性を検証し、あわせて次期運行事業者選定に向けた整理を行う。
選定理由	1 プロポーザル年度 令和2年度 (令和2年5月28日 2千保福総発第69号) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名：公益社団法人日本交通計画協会 所在地：東京都文京区本郷3-23-1
※ 契約年月日	令和2年5月29日
※ 契約金額	8,536,000円 (消費税を含む)
委託期間	契約締結日の翌日から令和3年3月31日
担当課	保健福祉部福祉総務課
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。



## 特命随意契約理由書

件名	九段中等教育学校 Wi-Fi 通信サービスの利用
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品、 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	新型コロナウイルス感染症対策としてのオンライン授業に対し、インターネット環境を必要とする家庭に貸与するためにモバイル Wi-Fi を借り上げる。
選定理由	<p>新型コロナ対策として学校が休業期間中、家庭と学校間で連絡や授業をオンラインで行うことが出来るよう設備を迅速に整える必要がある。</p> <p>上記を行うために、モバイル Wi-Fi を早急にまた確実に指定個数用意する必要がある。しかし、現在モバイル Wi-Fi の需要は急増しており指定個数を早急に、また確実に調達することが出来る業者は下記業者しかない。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	<p>所在地：千代田区神田美倉町 7-1 Daiwa 神田美倉町ビル 3F</p> <p>名称：レッドホースコーポレーション株式会社 本店</p>
※ 契約年月日	令和2年5月15日
※ 契約金額	519,200円(消費税を含む)
契約期間	令和2年5月15日から令和2年10月31日まで
担当課	九段中等教育学校 経営企画室
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	IP電話機の追加購入
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	新型コロナウイルス感染症に関する保健所への問い合わせや休業要請に伴う中小企業支援に関する商工観光課への相談及び特別定額給付金給付業務にかかるコールセンター設置等のため、既設の電話機が不足して対応が困難なため、急きょ電話機を増設する必要があるため、IP電話機を追加購入する。
選定理由	下記業者は、平成28年度に全庁LANシステム等の構築を行い、以後運用保守業務を行っているところである。 千代田区本庁舎内で利用されているIP電話機は全庁LANシステムを経由して音声情報を伝達させているため、既設電話機と同じ機能の機器を購入し、全庁LANに適合するよう電話機に内蔵させるソフトウェアの設計及び構築を実施する必要がある。本製品は市場に流通していないものであるが、下記業者は、既設のシステムを構築していることから、緊急に機器を納品して環境設定が可能である。 よって、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	会社名 東日本電信電話株式会社 東京事業部 所在地 港区港南1-9-1
※ 契約年月日	令和2年5月1日
※ 契約金額	1,042,008 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで
担当課	政策経営部IT推進課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

### 特命随意契約理由書

件名	子育て世帯への臨時特別給付金にかかるシステム開発及びお知らせ、決定通知書印刷等業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定)を受けて、児童手当(本則給付)を受給する世帯(0歳～中学生のいる世帯)に対し、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金を支給する。円滑な事務の実施のため、対応するシステムを総合住民サービスシステムの一機能として追加する。
選定理由	本件は、3月31日に居住している児童手当受給者を抽出して、お知らせ申請書類の作成を行うものである。住民基本台帳を管理している総合住民サービスシステムに子育て世帯への臨時特別給付金事業に対応できるように、システムを開発し運用保守を行うことで、事務を効率的に行う必要がある。既存の電算システムの改修であるため、既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者がプログラムの増設・追加等を履行すると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。 以上の理由により、総合住民サービスシステムの構築・開発業者である下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社 電算 住所 長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6
※ 契約年月日	令和 2 年 5 月 7 日
※ 契約金額	3,736,920 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日 から 令和2年12月31日 まで
担当課	政策経営部 IT推進課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	Wi-Fi 通信サービスの利用
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	新型コロナ対策として、家庭にインターネット環境が無い家庭のためにモバイル Wi-Fi を借り上げ、その通信料を支払う。
選定理由	<p>新型コロナ対策として学校が休業期間中、家庭と学校間で連絡や授業をオンラインで行うことが出来るよう設備を迅速に整える必要がある。あわせて、幼稚園では現在インターネット環境が一切整備されていない。そのなかで幼稚園教職員もオンラインでの研修やオンライン会議を実施していく必要がある。</p> <p>上記を行うために、モバイル Wi-Fi を早急にまた確実に指定個数用意する必要がある。しかし、現在モバイル Wi-Fi の需要は急増しており指定個数を早急に、また確実に調達することが出来る業者は下記業者しかない。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	所在地：東京都文京区後楽一丁目1番7号 名称：東京ケーブルネットワーク株式会社
※ 契約年月日	令和2年5月11日
※ 契約金額	8,470,000円(消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで
担当課	指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	九段中等教育学校 Wi-Fi 通信サービスの利用 (区内用)
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	新型コロナウイルス感染症対策としてのオンライン授業に対し、インターネット環境を必要とする家庭に貸与するために Wi-Fi 機器を借り上げる。
選定理由	新型コロナウイルス感染症対策として学校が臨時休業となり、学校と家庭間での連絡や授業をオンラインで行うことが出来るよう設備を迅速に整える必要があることから、Wi-Fi 機器を速やかに指定個数用意する必要がある。しかし、現在 Wi-Fi 機器の需要は急増しており指定個数を速やかに調達することが出来る業者は下記業者しかない。また、通信エリアが千代田区・文京区・荒川区限定のため利用料が安価である。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	所在地：文京区後楽1丁目1番7号 グラスシティ後楽 名称：東京ケーブルネットワーク株式会社
※ 契約年月日	令和2年5月11日
※ 契約金額	330,000円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和2年11月30日まで
担当課	九段中等教育学校 経営企画室
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。